

平成30年8月28日

問 合 せ 先	水道局営業課庶務係 (511-6832)
---------	----------------------

水道料金等の納入証明手数料の免除について

1 支援策の内容

平成30年7月豪雨による被災者の生活再建を支援することを目的とし、水道料金の納入証明手数料を免除します。

2 免除対象者

被災された方で、被災を原因として行う各種手続等のために申請される方

3 免除額

納入証明発行に係る手数料の全額

4 手続き方法

り災証明書の写しを持参して、水道局各営業所の窓口で手続きを行って下さい。
詳しくは水道局各営業所へお問い合わせください。

地 域	営 業 所	
中 区	中央営業所	中営業係 (TEL:221-5522 FAX:511-6925)
東 区		東営業係 (TEL:511-6922 FAX:511-6925)
南 区		南営業係 (TEL:511-6933 FAX:221-3060)
西 区		西営業係 (TEL:511-6944 FAX:221-3060)
安佐南区	安佐南営業所 (TEL:831-4565 FAX:877-0679)	
安佐北区	安佐北営業所 (TEL:819-3958 FAX:814-8859)	
安芸区、安芸郡府中町・坂町	安芸営業所 (TEL:821-4949 FAX:823-6624)	
佐伯区	佐伯営業所 (TEL:923-4121 FAX:922-6985)	